

広島県植栽管理業務委託共通仕様書（令和 6 年版）

第 1 節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、植栽管理業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 植栽管理業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。
ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエの順番とし、これにより難い場合は、4「留意事項」(5) 及び (6) による。
 - ア 契約書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - エ 共通仕様書
- (4) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は、植栽管理について、専門的見地から、植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を図ることにより、植栽のもつ美観等の目的・機能の維持に資することを目的とする。

3 用語の定義

契約図書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

- (9) 「施設管理担当者の確認」とは、業務の各段階で受注者が実施した業務について、施設管理担当者が、立会い又は提出された報告に基づき、その事実を認知することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び確認を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1 適用」の(3)のア、イ及びウに指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、契約図書で定める業務に当たることをいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則、その他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。
- (17) 「資機材」とは、次のような資材及び機材をいう。
- ア 資材…ゴミ袋等
- イ 機材…剪定バサミ、脚立、梯子、高所作業車等
- (18) 「剪定」とは、樹木の植栽目的にそって樹種による特性を考慮しながら樹形を整備していくことをいう。
- (19) 「基本剪定」とは密生した枝や不必要な枝を除去して樹形の骨格をつくるためのもので主として冬季に行う剪定をいう。
- (20) 「軽剪定」とは樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季に行う剪定をいう。
- (21) 「刈り込み」とは、樹木を一定の形に保ちたいときに、樹冠を刈り取り、縮小させる方法である。整形された樹木の表面の枝葉を密にし、より美しさを強調したり、通風、採光をよくし、病虫害などに対する抵抗力を強めるために行うことをいう。
- (22) 「施肥」とは、樹木の必要とする栄養分を効果的に補給することにより、樹木を健全に生育させるための土壌改良と大気汚染などに対する抵抗力を高めるために行うことをいう。
- (23) 「除草（人力による抜根除草）」とは、地際より繁茂している雑草類を根株を残さないように人力により抜き取ることをいう。
- (24) 「草刈」とは、繁茂している雑草類を草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取ることをいう。

4 留意事項

- (1) 作業施行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、官公署等への必要な届出等は、速やかに処理すること。
- (2) 作業施行に関して関係官公署、付近住民、利用者との交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに施設管理担当者に報告し、協議すること。
- (3) 業務の実施に必要な資機材及び材料、作業の検査、枝葉等の廃棄物の処分及び官公署等への届出手続きに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道は委託者が必要と認める範囲内で使用を認める。
- (5) 契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (6) (5)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者および発注者の協議によることとし、契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても、協議の内容を記録し、施設管理担当者へ提出する。
- (7) 作業の執行について施設管理担当者の立会を求める場合には、あらかじめ施設管理担当者に協議すること。
- (8) 施設管理担当者は、作業が契約どおり行われているかどうかの確認をするため、必要に応じて、作業現場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力すること。
- (9) 業務期間中は、常に作業の安全に留意し、人及び車両等に危険のないよう十分注意し、万一損傷、危害等を与えた場合は、直ちに施設管理担当者に報告するとともに、受託者の責任において処理すること。
- (10) 受託者は、関連樹木について、日照、土壌、灌水等の管理上の問題や、障害枝、危険枝の存在等の安全上の問題、その他業害虫の発生などの樹木の異常を発見した場合は、その都度直ちに、状況及び対応策等を施設管理担当者に報告し、対応について協議すること。
- (11) 受託者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して現場内外の清掃及び後片付けを完全に行うこと。
- (12) 受託者は、当該作業に伴って発生した、剪定枝葉、伐根その他の雑木及び刈草等の一般廃棄物その他の廃棄物について、排出抑制に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）他関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (13) 受託者は、当該作業に伴って発生した、剪定枝葉、伐採木その他の雑木及び刈草等を野焼きしてはならない。

第2節 材料

1 適用

作業に使用する材料は、特記仕様書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

2 材料の品質及び検査

受託者は、作業に使用する材料の品質を証明する資料を受託者の責任において整備、保管、施設管理担当者から請求があった場合、直ちに提示するとともに、作業完了報告書提出時に提出しなければならない。

2-1 土

- (1) 作業に使用する土は、特記仕様書における作業に適合するものとする。
- (2) 植え込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まず、病虫害等に侵されていないものとする。

2-2 肥料

- (1) 有機肥料については、それぞれの素材、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物質が混入していない乾燥したものとする。
- (2) 化学肥料については、それぞれの本来の粒状・固形・結晶の形状を示し、変質していないものとする。
- (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

2-3 薬剤

- (1) 薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。
- (2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量を明示された有効期限内のものとする。
- (3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。

2-4 幹巻き・こも巻き材料

幹巻き・こも巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。

第3節 植栽管理

1 適用

本節は、施設緑地等における樹木剪定、防寒、枯損木処理、病虫害防除・駆除、施肥、除草・草刈等の植栽管理業務について適用するものとする。本節に特に定めのない事項については、第1、2節の規定によるものとする。

2 樹木剪定

- (1) 基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行うこと。
- (2) この委託において対象となる樹木の特性及び当該委託業務が対象樹木に及ぼす影響を十分理解し作業に努めること
- (3) この業務により発生する剪定枝葉、残材等は通行の支障とならないよう、1本又は1箇所ごとにまとめ、作業終了後は速やかに処分清掃を行うこと。

2-1 中高木等の剪定

- (1) 枝落としは、枯枝、弱小枝、戻り枝、交じり枝、立ち枝、中小枝、障害枝及び危険枝とする。
- (2) 剪定する樹木本来の形を基本的に残しつつ、骨格となるべき枝の生育を促進させるよう剪定すること。
- (3) 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
- (4) 花木類の剪定に当たっては、花芽の分化時期を考慮し、着芽に支障のない時期に行うこと。
- (5) マツの夏の剪定は、みどりつみを主とし、対象樹木の発芽状態等をよく見極めて、適切な時期に行うこと。
- (6) マツの秋の剪定は、芽抜き、もみ上げを主とし、適切な枝造りを行うこと。

2-2 低木の刈り込み

- (1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 据枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈り込むこと。また萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈り込み、萌芽力を損なわないよう、樹種の特성에 応じて、充分注意しながら芽つみを行うこと。
- (3) 大刈り込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろえよう、刈り込むこと。また、植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行うこと。

2-3 生垣等刈り込み

- (1) クモの巣等を取り除いた後、枯枝を根元から切り取り、天端を揃え一定の幅を定めて両面を刈り込むこと。
- (2) 枝葉は、粗放な部分は必要に応じて、枝葉の粗密をなくすよう枝の誘引を行うこと。
(枝の結束にはシュロ縄等を用いること。)
- (3) 花木類の剪定に当たっては、花芽の分化時期を考慮し、着芽に支障のない時期に行

うこと。

- (4) その他は第3節2-1による。

3 こも巻き及び取り外し（防寒措置）について

- (1) フェニックス、ソテツ類のこも巻きについては、芯立ての後、枝葉を幹に添わせ、荒縄で葉の巻き込みを行い、こもで外側から覆い美観を考慮しつつ、下部から上部に荒縄で巻き上げる。
- (2) マツのこも巻きについては、取付位置は地上高 1.5m内外とし、樹幹にこもを巻き、荒縄で上下2ヶ所結束しなければならない。
- (3) 原則として、取付時期は、始霜日の後とし、取り外し時期は、終霜日の後とすること。具体的な時期は、随時、施設管理担当者と協議すること。

4 枯損木処理

- (1) 枯損木の伐採について、常に作業の安全に留意し、作業員、歩行者、及び車両等第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 枯損木の伐採については、主枝を切断のうえ、樹木の幹を現況地盤際で切断し、運搬可能な形状に揃えて処分しなければならない。
- (3) 抜根の作業については、主要な根を切断、掘り取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。

5 病虫害駆除、防除

- (1) 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関係法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用法を厳守し、事前に施設管理担当者に連絡すると共に、人畜への安全に十分注意すること。
- (2) 使用機械及び薬剤の保管については、事前事後を通じて十分に注意し、作業終了後遺漏なく速やかに片付けること。
- (3) 薬剤散布の作業については、付近住民、施設利用者等への通知の方法等について、作業前に、施設管理担当者の指示を受けなければならない。
- (4) 樹木の病虫害の発生調査は定期的に行い、特に発生しやすい時期（梅雨前後等）には重点的に行うこと。また、異常があれば、その都度、直ちに状況及び対応策を施設管理担当者に報告すること。
- (5) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することはせず、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機会除草等の物理的排除により対応するよう最大限努めること。
- (6) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況

から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。)は誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。

- (7) 病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」は行わないこと。

なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、決して行わないこと。

- (8) 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないように散布の時間帯に最大限配慮すること。
- (9) 受注者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (10) 以上の事項の実施にあたっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項は考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室)に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

＊ なお、委託期間中に、業務対象樹木等の管理する数量が減少した場合には、契約額を変更することがある。

5-1 液状薬剤散布

- (1) 受注者は、無風又は風が弱いときに農薬散布を行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (2) 散布は、噴霧器等を十分圧力をかけて用い、原則として対象物から30～40cm位離して、所定の濃度に希釈したものを葉面及び枝等に細かい水滴がつく程度に行うこと。また余分に薬液がついた場合は振り落としておくこと。
- (3) 散布中は、作業範囲を明確にし、バリケードやロープなどで囲い、制札板を掲げ、作業関係者以外の立ち入りを禁止すること。

5-2 粒状薬剤敷込

- (1) 原則として樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ10cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に薬剤を平均に敷き込み覆土すること。
- (2) 溝の掘削に際しては、根を痛めないよう注意すること。

6 施肥

- (1) 施肥の作業については、作業前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

- (2) 樹木に、肥料を樹齢に応じた量でつぼ掘り又は溝掘り後、所定の種類の肥料を根株の周りに過不足なく施肥し、埋め戻し後整地すること。
- (3) 低木等の植えつぶしに施肥する場合は、地表散布すること。なお、枝葉に残った肥料はほうき等で地表に払い落としておくこと。
- (4) 掘り方に際しては、根幹及び枝に損傷を与えないよう十分に注意すること。
- (5) 施肥の時期は、6月及び2月とする。

7 除草、草刈

- (1) 抜き取り、刈り取った草等は、全て場外で適正に処分すること
- (2) 作業は、樹木類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に草刈の場合は、動力草刈機を用いる際は十分注意すること。

7－1 除草

地際より繁茂している雑草を根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃すること

7－2 草刈

- (1) 草刈地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ撤去しなければならない。
- (2) 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去すること。刈り跡はきれいに清掃すること。

広島県立教育センター植栽管理業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 : 広島県立教育センター植栽管理業務
- (2) 履行場所 : 東広島市八本松南一丁目2番1号 広島県立教育センター
- (3) 履行期間 : 令和7年6月1日から令和8年3月31日
- (4) 業務仕様

ア 本仕様書に記載されていない事項は、広島県植栽管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）による。

イ 本仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。

ウ 発注者の都合、関係する植栽の破損等により、施設管理担当者が必要と認めた場合は、施設管理担当者が指定する場所へ人員を配置すること。

エ 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

オ 本仕様書の・印、※印又は○印で箇条書きされた選択事項のうち、本業務で適用する事項は、※印及び○印の付いたものとする。

(5) 対象業務

本仕様書の対象業務は次のとおりとする。

※植栽管理一覧表（別紙1）、対象樹木一覧表（別紙2）、作業面積・位置図、樹木位置図及び枯損木処理対象樹木配置図を添付

- 樹木剪定（実施回数：1回）
 - 中高木等の剪定
 - 低木・生垣等刈り込み
- ・ こも巻き及び取り外し（防寒措置）
- 枯損木処理（時期は別途協議）
- 病虫害駆除、防除（実施回数：2回）
- 施肥（実施回数：1回）
- 除草（実施回数：2回）
- 草刈（実施回数：3回）
- 芝刈（実施回数：3回）

(6) 実施時期

対象樹木一覧表に指定されている実施時期を次のとおりとする。

夏 5月～8月

秋 9月～11月

冬 12月～1月

春 2月～3月

2 作業計画書、作業日誌の提出

- (1) 契約後、作業計画書を事前に施設管理担当者に提出し承諾を受けること。この場合、作業計画書には次の事項について記載しなければならない。ただし、少量の剪定委託業務等、簡易な作業においては、施設管理担当者の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

- ア 作業概要
- イ 作業計画表（計画工程表）
- ウ 現場組織表（連絡体制）
- エ 安全管理対策
- オ 主要機材、資材
- カ 作業方法（仮設備計画等含む）
- キ 作業管理計画（工程管理、品質管理、写真管理）
- ク 緊急時の体制及び対応

- (2) 作業の進捗、労務者の就業、材料の搬入、使用機材、天候等を示す作業日誌を施設管理担当者の指示により作成し、提出すること。
- (3) 危険性がある場合など施設内の樹木等に異常を認めたときは、直ちに口頭等で広島県立教育センター職員に連絡するものとする。

3 作業完了報告書の提出

作業完了後、作業状況（作業前、作業中、作業終了後）の写真を添付のうえ、作業完了報告書を毎月提出すること。作業を行わない月に関しても写真添付を除き同様とする。

病虫害駆除、防除及び施肥業務の場合は、使用薬剤、肥料の納入時及び作業が全て完了した時点の資材の空き缶等の写真並びに使用薬剤、肥料の品質、出荷状況等を証明する書類を添付すること。

4 使用材料の指定

4-1 使用肥料

- (1) 防除（樹木・寄植・生垣）

スミチオン乳剤・ダイセン水和剤・カルホス乳剤・ケルセン乳剤・マシン油乳剤等を用い、樹木に薬害を与えないよう実施すること。散布量等については、別紙1「植栽管理一覧表」のとおりとする。殺虫剤、殺ダニ剤、殺菌剤及び展着剤を混用することを原則とするが、病害又は害虫の発生状況により、混用の有無を調整すること。また、殺ダニ剤は連続して同系統の薬剤を使用しないこと。なお、薬剤の散布に当たっては、往来者に十分注意して実施すること。

- (2) 除草剤散布（芝生）

使用する薬剤及び使用量等は、別紙1「植栽管理一覧表」のとおりとする。

品名		規格	剪定作業		刈込作業		防除作業		施肥作業	
			実施回数(回/年)時期	実施回数(回/年)時期	実施回数(回/年)時期	実施回数(回/年)時期				
落葉	アメリカフウ	C=0.8以上～1.5m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	ウメ	H=2.0以上～3.0m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
		H=1.5以上～2.0m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	モクレン	C=0.3m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	マユミ	C=0.3m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	ケヤキ	C=1.0以上～1.5m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
		C=0.8以上～1.0m未満	1	〃	×		2	〃		
	トウカエデ	C=0.6以上～0.8m未満	×		×		2	夏・秋		
	ナツツハギ	C=0.3以上～0.6m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	ノムラモミジ	C=0.3以上～0.6m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
C=0.3未満		1	〃	×		2	〃			
樹	ムクゲ	H=1.5以上～2.0m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
	ヤマモミジ	C=0.8以上～1.0m未満	1	秋	×		2	夏・秋		
		C=0.6以上～0.8m未満	1	〃	×		2	〃		
		C=0.3以上～0.6m未満	1	〃	×		2	〃		
		C=0.3未満	1	〃	×		2	〃		
		H=1.5以上～2.0m未満	1	〃	×		2	〃		
	ウメモトギ	H=2.0以上	1	秋	×		2	夏・秋		
	(寄植)									
ヒラトツツジ		×		1	夏	2	夏・秋	1	春	
マメツゲ		×		2	夏・秋	2	〃			
サツキ		×		1	夏	2	〃	1	〃	
キンメツゲ		×		1	〃	2	〃	1	〃	
チャノキ		×		1	〃	2	〃	1	〃	
カンツハギ		×		1	〃	2	〃	1	〃	
ヒイラギナンテン		×		×		2	〃	1	〃	
(生垣)										
アラカシ		×		2	夏・秋	2	夏・秋			
ヒイラギモクセイ		×		1	夏	2	〃	1	〃	
ヘニカナメ		×		1	〃	2	〃			
ササヅカ		×		1	〃	2	〃	1	〃	
カイズカイフギ		×		1	〃	2	〃			
※ 使用する薬剤希釈液散布量並びに肥料名，施肥量及び施用方法										
区分		薬 剤	肥 料 名 及 び 施 用 方 法							
規 格		希釈液散布量 単位当たり(%)	まるやま1号 単位当たり(kg)	油 粕 単位当たり(kg)	リンカリ肥料 単位当たり(kg)	施用方法				
高木	幹周(80～300cm)	15	0.90	3.00	使用する肥料 の適量	ばら撒き				
高木	幹周(60～80cm)	10	0.45	2.00		〃				
高木	幹周(30～60cm)	8	0.30	1.10		〃				
高木	幹周(30cm未満)	5	0.20	0.50		〃				
高木	樹高(300cm以上)	2	—	—	—	—				
高木	樹高(200～300cm)	1	—	—	—	—				
中低木	樹高(100～200cm)	0.5	—	0.30	使用する肥料 の適量	ばら撒き				
中低木	樹高(100cm未満)	0.3	—	0.20		〃				
中低木	寄 植	0.2	—	0.20		〃				
中低木	生 垣	0.5	—	0.50		〃				

Ⅱ 芝生

場所	芝刈作業		除草剤散布作業		施肥作業	
	実施回数(回/年)時期		実施回数(回/年)時期		実施回数(回/年)時期	
本館前	3	概ね6・8・10月	2	春・夏	1	春
本館裏	3	〃	2	〃	1	〃
本館西	3	〃	2	〃	1	〃
第一宿泊棟周囲	3	〃	2	〃	1	〃
第二宿泊棟周囲	3	〃	2	〃	1	〃
特別支援教育棟	3	〃	2	〃	1	〃
科学・芸術教育棟	3	〃	2	〃	1	〃
岩石園	3	〃	2	〃	1	〃
気象観測所	3	〃	2	〃	1	〃
(芝生)						
※ 使用する薬剤及び使用量並びに使用する肥料名，施肥量及び施用方法(㎡当り)						
薬剤名		MCPP	アージラン	シバゲン	クサリナー	水
数量		0.6cc	0.6cc	0.025g	0.1g	200cc
肥料名		パーデイクリン	施用方法			
数量		0.05kg	ばら撒き			

Ⅲ 草刈

場所	面積 (㎡)	草刈作業	
		実施回数(回/年)時期	
本館裏(別図E・F・G・I区)	1,497	3	概ね6・8・10月
宿泊棟周囲(別図H・N区)	1,532	3	〃
科学・芸術棟周囲(別図J・O区)	1,374	3	〃
特別支援教育棟周囲(別図L・M区)	1,814	3	〃
東門周囲(別図K区)	300	3	〃
合計	6,517	3	〃

対象樹木一覧表

(別紙2)

規格寸法	樹 名	単位	ブ ロ ッ ク 区 分															計	工 種		
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O		剪定	防除	施肥
高木C＝0.8～3.0未満	ソメイヨシノ	本		4					2		9			1		8	1	25	25	30	30
	計	本																25	25	30	30
高木C＝1.5～2.0未満	ヒマラヤシーダー	本			1								1					2	2	4	0
	計	本																2	2	4	0
高木C＝1.0～1.5未満	クロマツ H=4.0以上	本			1													1	1	1	1
	ケヤキ	本			1										3			4	4	4	0
	ドイトウトウヒ	本														1		1	1	1	0
	計	本																6	6	6	1
高木C＝0.8～1.0未満	ヤマモミジ	本												1				1	1	1	0
	ケヤキ	本													1			1	1	1	0
	アメリカフウ	本			1													1	1	1	0
	計	本																3	3	3	0
高木C＝0.6～0.8未満	ソメイヨシノ	本							4					1		2	1	8	8	8	8
	クロマツ H=4.0以上	本			2								1					3	3	3	3
	クロガネモチ	本		1														1	0	0	0
	アカマツ	本						1										1	0	0	0
	カイズカイブキ	本	3															3	3	3	0
	ヤマモモ	本									1				1			2	2	2	0
	ヤマモミジ	本			4									1				5	5	5	0
	トウカエデ	本														5		5	0	5	0
	ネズ	本						1										1	0	0	0
	スギ	本	2															2	0	0	0
	計	本																31	21	26	11
高木C＝0.3～0.6未満	ソメイヨシノ	本						2	5					3	1	2	14	27	27	27	27
	クロマツH＝4.0以上	本	2		1			1										4	4	4	4
	クロマツH＝4.0未満	本			9													9	9	9	9
	アカマツ	本						1										1	1	1	0
	ダイオウショウ	本	2															2	2	2	0
	クロガネモチ	本			4	1	2								3			10	10	10	0
	ユズリハ	本		1														1	0	0	0
	モッコク	本			2	2									1			5	5	5	0
	ヤマモモ	本									2							2	2	2	0
	イヌツゲ	本													1			1	1	1	0
	マデバシイ	本													3			3	3	3	0
	ビワ (自生)	本													2			2	0	0	0
	アラカシ	本	3															3	3	3	0
	イロハモミジ	本	2									1						3	0	0	0
	ヤマモミジ	本			2		5											7	7	7	0
	ノムラモミジ	本		1	1										2			4	4	4	0
	ナツツバキ	本										1						1	1	1	0
	クワ	本													1			1	0	0	0
	ウメ	本														1		1	0	0	0
	クスノキ(自生)	本			2													2	2	2	0
	シュロ	本						3										3	0	0	0
	計	本																92	81	81	40
高木C＝0.3未満	ソメイヨシノ	本						2	3								11	16	16	16	16
	クロマツH＝4.0未満	本			5													5	5	5	5
	クロガネモチ	本			4	1	1								1			7	7	7	0
	クロガネモチ(自生)	本													2			2	2	2	0
	スギ	本					10											10	10	10	0
	アラカシ	本	4															4	4	4	0
	ツバキ	本	1															1	0	0	0
	ベニカナメモチ	本	1															1	1	1	0
	モッコク(自生)	本			1													1	1	1	0
	ソヨゴ	本													1			1	0	0	0
	クスノキ(自生)	本													1			1	0	0	0
	ビワ (自生)	本													1			1	0	0	0
	ピラカンサ	本			2													2	2	2	0
	イロハモミジ	本	3															3	0	0	0
	ノムラモミジ	本			1										2			3	3	3	0
	ヤマモミジ	本			4	1	1											6	6	6	0
	モクレン	本	2															2	2	2	0
	マユミ	本			1													1	1	1	0
	クサマキ	本												1				1	0	0	0
	ウバメガシ	本			1													1	1	1	0
	カキ (自生)	本													1			1	0	0	0
	計	本																70	61	61	21
高木H＝3.0以上	カイズカイブキ	本												15				15	15	15	0
	クサマキ	本			3													3	0	0	0
	ナンテン	本													1			1	0	0	0
	カクレミノ	本					5											5	5	5	0
	ヤツデ	本					4											4	0	0	0
	サザンカ	本											1		1			2	0	0	0
	モウソウチク	本					7											7	0	0	0
	計	本																37	20	20	0

対象樹木一覧表

(別紙2)

規格寸法	樹 名	単位	ブ ロ ッ ク 区 分															計	工 種		
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O		剪定	防除	施肥
中低木H=2.0～3.0未満	ヒイラギモクセイ	本	3		2	5	1								3			14	14	14	0
	キンモクセイ	本		1										1	5			7	7	7	0
	クサマキ	本			1													1	0	0	0
	オトメツバキ	本													1	4		5	5	5	5
	ツバキ	本	1				5					1	1					8	8	8	8
	サザンカ	本										1			1			2	2	2	2
	アオキ	本					1											1	1	1	0
	コノテガシワ	本												6				6	0	0	0
	ヒラドツツジ	本						2										2	2	2	2
	ヒサカキ	本						3										3	3	3	0
	アセビ	本						3										3	3	3	0
	トベラ	本					2											2	2	2	0
	ヤツデ	本					2								1			3	3	3	0
	ナンテン	本				2												2	0	0	0
	ムクゲ	本									2				1			3	0	0	0
	カイノキ	本	1															1	0	0	0
	ウメモドキ	本					1											1	1	1	0
	マユミ	本									1							1	0	0	0
	モモ	本								1								1	1	1	1
	ウメ	本												4				4	4	4	0
	計	本																70	56	56	18
中低木H=1.5～2.0未満	クサマキ	本			5													5	0	0	0
	キンモクセイ	本													1			1	1	1	0
	アベリヤ	本												1				1	0	0	0
	サザンカ	本				7						1						8	8	8	8
	ツバキ	本									1	1		1				3	3	3	3
	ヤブツバキ	本										1						1	1	1	1
	ストウツゲ	本												5				5	5	5	0
	クチナシ	本				1												1	0	0	0
	コノテガシワ	本												12				12	0	0	0
	ヒラドツツジ	本						4										4	0	0	0
	ヒサカキ	本			1			6										7	7	7	0
	イヌツゲ	本						1					1					2	0	0	0
	ムクゲ	本	3															3	3	3	0
	ウメ	本												1				1	1	1	0
	ヤマモミジ	本				1												1	1	1	0
	ニシキギ	本												1				1	0	0	0
	アジサイ	本						1						1				2	0	0	0
	マユミ	本				1												1	0	0	0
	バラ	株									1							1	0	0	0
	ローバイ	本			1													1	0	0	0
	タギョウショウ	本									1							1	0	0	0
	マメツゲ	株	1															1	0	0	0
	小 計	株																63	30	30	12
中低木H=1.0～1.5未満	キリシマツツジ	株			1													1	0	0	0
	ツツジ	株			1													1	0	0	0
	ヒサカキ	株			1			5										6	0	0	0
	ヒラドツツジ	株			1									30				31	31	31	31
	アセビ	株						1										1	0	0	0
	イヌツゲ	株						1										1	1	1	0
	サザンカ	株												1				1	1	1	1
	キンモクセイ	株												1				1	0	0	0
	コノテガシワ	株												10				10	0	0	0
	アオキ	株												1				1	0	0	0
	ドウダンツツジ	株												2				2	0	0	0
	ニシキギ	株												1				1	0	0	0
	ピラカンサ(自生)	株													1			1	0	0	0
	ハクチョウゲ	株			1													1	0	0	0
	サツキ	株						1										1	1	1	1
	ムクゲ	株									1							1	0	0	0
	小 計	株																61	34	34	33
中低木H=1.0～2.0未満	計	株																124	64.0	64.0	45.0
中低木H=1.0未満	カルミヤ	株				1												1	0	0	0
	ヒラドツツジ	株		54	11	1												66	66	66	66
	マメツゲ	株		19	1	7				114	2							143	143	143	143
	ツツジ	株			1													1	0	0	0
	サツキ	株			9	20		2					12	4				47	47	47	47
	キリシマツツジ	株			2													2	0	0	0
	ヒサカキ	株						23										23	23	23	0
	イヌツゲ	株						1										1	1	1	0
	アオキ	株												1				1	0	0	0
	クチナシ	株			2													2	0	0	0
	コノテガシワ	株												2				2	2	2	0
	アジサイ	株			1													1	0	0	0
	ユキヤナギ	株			2													2	0	0	0
	ヒイラギナンテン	株													45			45	0	0	0
	計	株																337	282	282	256

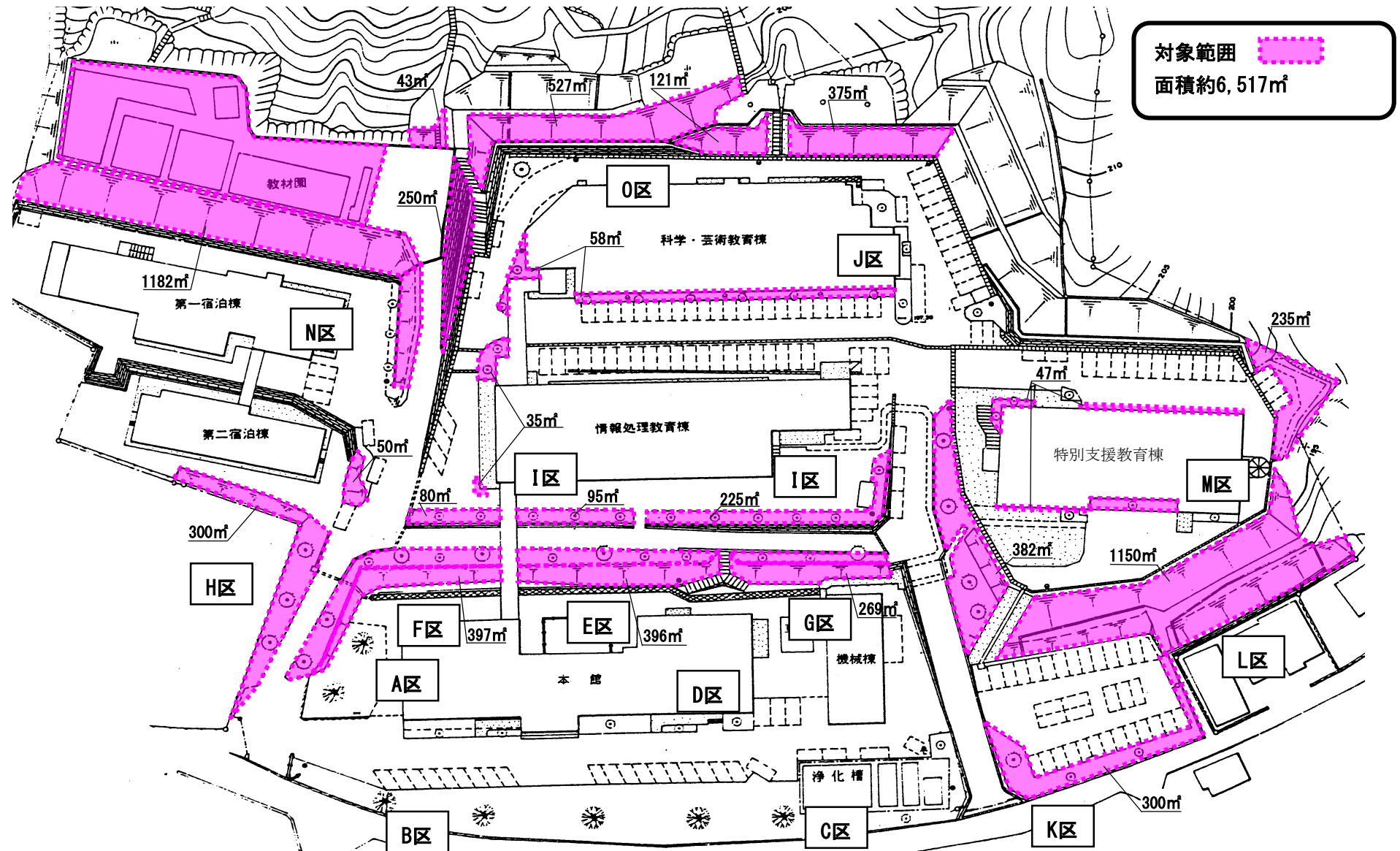
対象樹木一覧表

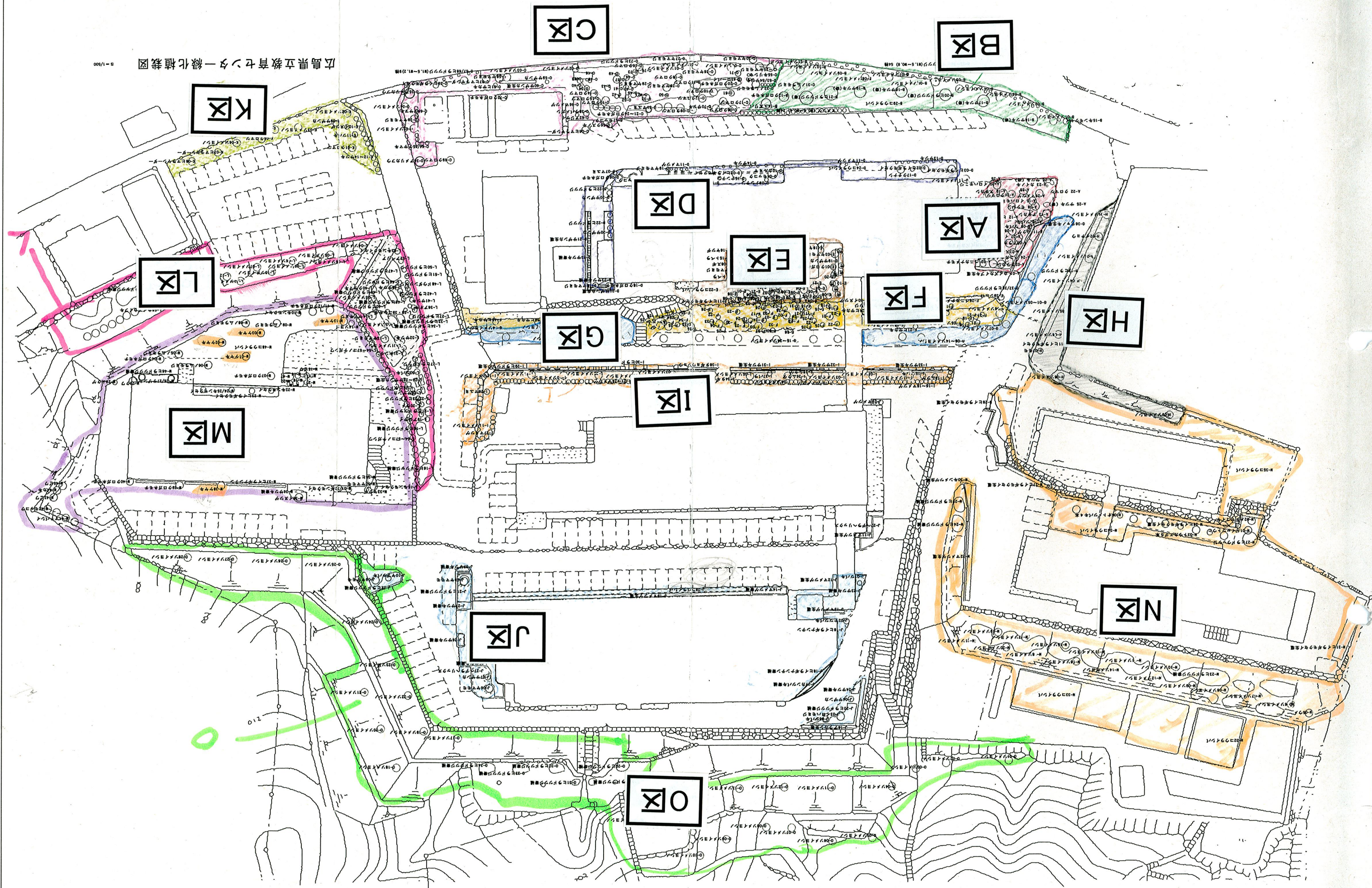
(別紙2)

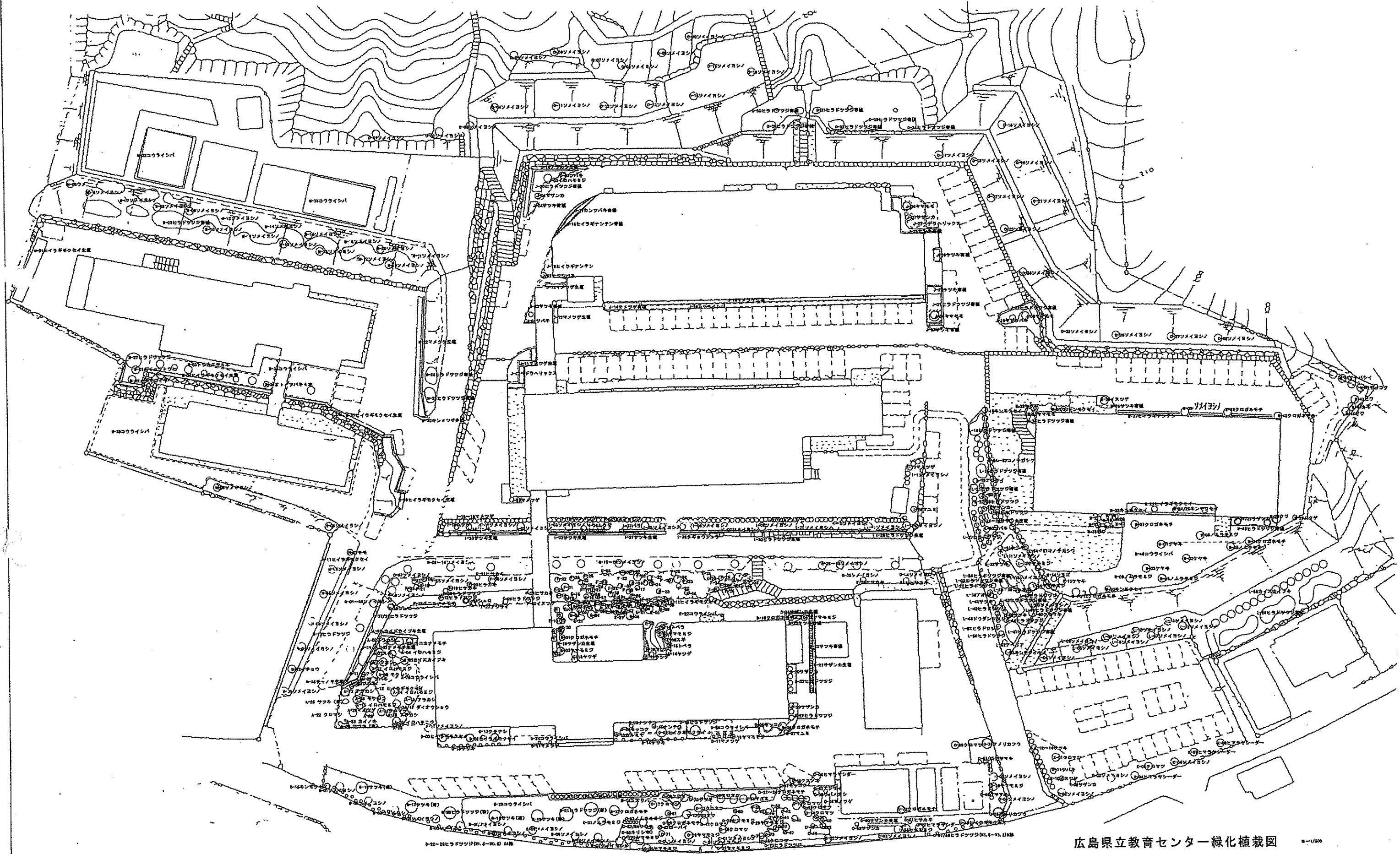
規格寸法	樹 名	単位	ブ ロ ッ ク 区 分															計	工 種		
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O		剪定	防除	施肥
生垣H＝3.0以上	ヒイラギモクセイ生垣	m ²														72.0		72.0	72.0	72.0	
	同上植地面積	m ²														16.0		16.0		16	
	アラカン生垣	m ²									136.8							136.8	136.8	0	
	同上植地面積	m ²									15.2							15.2		0	
	計	m ²																224.8	208.8	72	
	植地面積計	m ²									15.2					16.0		31.2		16	
生垣H＝2.0～3.0未満(寄植中木)	カイヅカイブキ生垣	m ²	55.1															55.1	55.1	0	
	同上植地面積	m ²	7.6															7.6		0	
	サザンカ生垣	m ²			32.6													32.6	32.6	32.6	
	同上植地面積	m ²			5.4													5.4		5.4	
	小 計	m ²																95.3	87.7	32.6	
	植地面積小計	m ²	7.6		5.4													13.0		5.4	
生垣H＝1.0～2.0未満(寄植中木)	サザンカ生垣	m ²				53.2	20.4							15.6				89.2	89.2	89.2	
	同上植地面積	m ²				7.6	2.4							2.7				12.7		12.7	
	ベニカナメモチ生垣	m ²	39.1		12.4			19.8										71.3	71.3	0	
	同上植地面積	m ²	4.1		1.9			3.0										8.9		0	
	ヒイラギモクセイ生垣	m ²								124.8					192.7			317.5	317.5	317.5	
	同上植地面積	m ²								16.6					21.4			38.1		38.1	
	マメツグ生垣	m ²													72.6			72.6	72.6	0	
	同上植地面積	m ²													24.2			24.2		0	
	ヒラドツツジ生垣	m ²			162.0													162.0	162.0	162.0	
	同上植地面積	m ²			72.0													72.0		72.0	
	小 計	m ²																796.4	712.6	619.5	
	植地面積小計	m ²	4.1		73.9	7.6	2.4	3.0		16.6				2.7		45.6		155.9		110.1	
生垣H＝0.6～1.0未満(寄植中木)	マメツグ生垣	m ²									143.1							143.1	143.1	0	
	同上植地面積	m ²									72.3							72.3		0	
	ヒラドツツジ生垣	m ²							21.6	59.2	68.9							149.7	149.7	149.7	
	同上植地面積	m ²							7.2	24.7	23.0							54.9		54.9	
	キンメツグ生垣	m ²													7.7			7.7	7.7	7.7	
	同上植地面積	m ²													1.2			1.2		1.2	
	小 計	m ²																427.7	300.5	212.3	
	植地面積小計	m ²								7.2	24.7	23.0	72.3			1.2		128.4		56.1	
寄植H＝0.6～3.0未満(寄植中木)	ヒラドツツジ寄植	m ²		17.0			18.0				42.7		194.4	19.1	317.5	29.2	637.9	637.9	637.9	637.9	
	マメツグ寄植	m ²			6.0						9.6						15.6	15.6	15.6	0	
	ヒイラギナンテン寄植	m ²									20.0						20.0	0.0	20.0	20.0	
	小 計	m ²															673.5	653.5	673.5	657.9	
寄植H＝0.6～3.0未満(寄植中木)計		m ²																1,992.9	1,754.3	1,774.3	1,522.3
寄植H＝0.6～3.0未満(寄植中木)植地面積計		m ²																			845.5
寄植H＝0.6未満(寄植低木)	ヒラドツツジ寄植	m ²				25.0												25.0	25.0	25.0	
	サツキ寄植	m ²	7.5	11.2		9.0	2.5				37.0				4.3			71.5	71.5	71.5	
	カンツバキ寄植	m ²									5.0							5.0	5.0	5.0	
	サツキ生垣	m ²									33.8							33.8	33.8	33.8	
	同上植地面積	m ²									13.5							13.5		13.5	
	チャノキ生垣	m ²							5.2									5.2	5.2	5.2	
	同上植地面積	m ²							1.8									1.8		1.8	
	計	m ²																140.5	140.5	140.5	
	植地面積計	m ²								1.8		13.5						114.3		116.8	
地 被	ヘデラヘリックス	m ²									33.0							33.0	33	33	
	計	m ²																33.0	33	0	
芝 生	コウライシバ	m ²	75.0	270.0	130.0	40.0	50.0				60.0			270.0	645.0		1,540	1,540	1,540	1,540	
	計	m ²															1,540	1,540	1,540	1,540	

注) 網掛け部分については対象外

広島県立教育センター 草刈面積図面







教育センター配置図

